

聖籠町告示第七十四号

聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成二十三年十一月四日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、町民の生活環境及び自然環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、聖籠町補助金等交付規則(昭和五十四年聖籠町規則第四号)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(用語の定義)

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二条第一号に規定する浄化槽をいう。
- 二 単独処理浄化槽 便所と連結してし尿のみを処理し、放流するための設備又は施設をいう。
- 三 くみ取り便槽 し尿を貯留し、くみ取るための設備又は施設をいう。

(補助の対象)

第三条 町長は、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)

第四条第一項の認可又は同法第二十五条の第三第一項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域を除く地域において、住宅(併用住宅を含む。)に十人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者で、町税を滞納し

ていない者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第七条の規定による補助金交付決定を受けた日の属する年度内に合併処理浄化槽が設置されなかった場合には、補助金を交付しないものとする。

(補助対象経費)

- 第四条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への切り替えについての経費とする。

(補助金の額)

- 第五条 補助金の額は補助対象経費の五分の二に相当する額とし、別表に定める額を限度とする。ただし、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への切り替えについては、切り替え対象となる便槽一槽につき、当該補助金額に三万円を加算する。

- 2 前項の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

- 第六条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書（別記様式第一号）を次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

一 設置場所の位置図

- 二 設置を予定している合併処理浄化槽の浄化槽法第十三条第一項に基づく認定書の写し

- 三 補助対象経費相当額の見積書の写し

- 四 合併処理浄化槽、建築物及び排水系統の位置を示す

平面図

五 建築物又は敷地を借りている場合は、賃貸人の承諾書

六 撤去するくみ取り便槽または単独処理浄化槽の現況の写真（一枚）

七 町税等の納税証明書又は完納証明書

八 その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出しようとするときは、あらかじめ事業実施計画等について、町長と協議しなければならない。

（交付決定通知等）

第七条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金交付決定通知書（別記様式第二号）により通知するものとする。

（変更承認申請等）

第八条 前条の規定により交付決定通知を受けた者は、申請内容の変更又は中止をしようとするときは、聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金変更・中止承認申請書（別記様式第三号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付）

第九条 町長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助事業の変更の可否を決定し、聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金変更承認・不承認通知書（別記様式第四号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第十条 第七条により補助金交付決定通知を受けた者は、補助事業の完了の日から起算して三十日を経過した日又は当該年度の三月三十一日のいずれか早い日までに、聖

籠町合併処理浄化槽設置事業補助金実績報告書（別記様式第五号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- 一 補助対象経費の領収書の写し
- 二 浄化槽保守点検及び清掃業務契約書の写し
- 三 浄化槽法定検査依頼書の写し
- 四 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- 五 工事写真（浄化槽本体・配管状況・竣工）
- 六 その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第十一条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、聖籠町合併処理浄化槽設置補助金額の確定通知書（別記様式第六号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第十二条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、申請者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第十三条 町長は、虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるとする。

（現場確認）

第十四条 町長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じ合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(その他)

第十五条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十三年十一月四日から施行する。
(聖籠町家庭用簡易浄化槽設置事業補助金交付要綱の廃止)

2 聖籠町家庭用簡易浄化槽設置事業補助金交付要綱(平成七年訓令第十九号)は、廃止する。

別表

規格	限度額
5人槽	352,000円
6～7人槽	441,000円
8～10人槽以下	588,000円

年 月 日

聖籠町長 様

申請者
住所
氏名 印

聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書

合併処理浄化槽を設置したいので、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業に要する経費	円 …A
2 設置する浄化槽の規格	人槽
3 補助金交付申請額	円
4 補助事業の期間	着手予定日 年 月 日
	完了予定日 年 月 日

※補助金交付申請額

- ・単独処理浄化槽からの工事 …交付申請額 = $A \times 2/5$ (千円未満切捨) \leq 限度額
- ・くみ取り便槽からの工事 …交付申請額 = $A \times 2/5$ (千円未満切捨) \leq 限度額 + 対象便槽数 \times 3万円

5 その他(特記事項)

添付書類

- 1 設置場所の案内図
- 2 設置を予定している合併処理浄化槽の浄化槽法第十三条第一項に基づく認定書の写し
- 3 補助経費相当額の見積書の写し
- 4 合併処理浄化槽、建築物及び排水系統の位置を示す平面図
- 5 建築物又は敷地を借りている場合は、賃貸人の承諾書
- 6 撤去するくみ取り便槽または単独処理浄化槽の現況の写真（1枚）
- 7 町税等の納税証明書又は完納証明書
- 8 その他町長が必要と認める書類

年 月 日

様

聖籠町長

印

聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった件について、申請書類を審査した結果、聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第 条の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付する

① 補助金交付決定額

円

② 交付条件

- ア 補助事業対象及びその内容は、年 月 日付けによる補助金交付申請書記載のとおりとする。
- イ 聖籠町補助金等交付規則及び聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- ウ 申請事項に変更がある場合は、聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金変更・中止承認申請書にて、すみやかに届け出ること。

2 不交付とする

理由

年 月 日

聖籠町長 様

申請者 住所
氏名 印
(電話)

聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金変更(中止)承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金交付の決定を受けた事業について、補助事業を変更したいので、下記のとおり補助金の変更承認を申請します。

記

1 変更後の補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

① 補助事業に要する経費	円 … A
② 設置する浄化槽の規格	人槽
③ 補助金交付申請額	円

※補助金交付申請額

- ・単独処理浄化槽からの工事 …交付申請額 = $A \times 2/5$ (千円未満切捨) \leq 限度額
- ・くみ取り便槽からの工事 …交付申請額 = $A \times 2/5$ (千円未満切捨) \leq 限度額 + 対象便槽数 \times 3万円

2 変更後の補助事業の完了予定日 年 月 日

3 添付書類

(1) その他変更を証する書類等

4 中止の理由

年 月 日

様

聖籠町長

印

聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 変更を承認する

① 補助金交付決定額（変更後）

円

② 交付条件

ア 補助事業対象及びその内容は、年 月 日付けによる補助金変更・中止交付申請書記載のとおりとする。

イ 聖籠町補助金等交付規則及び聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

2 変更を不承認とする

理由

聖籠町長 様

申請者 住所
氏名 印
(電話)

聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった補助事業が完了したので、下記のとおり報告
します。

記

1 補助事業に要した経費及び補助金交付決定額

① 補助事業に要する経費	円 … A
② 設置する浄化槽の規格	人槽
③ 補助金交付申請額	円 …

2 補助事業に要した時間

- (1) 着手日 年 月 日
(2) 完了日 年 月 日

3 添付図書

- ① 補助対象経費の領収書の写し
- ② 浄化槽保守点検及び清掃業務契約書の写し
- ③ 浄化槽法定検査依頼書の写し
- ④ 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ⑤ 工事写真(浄化槽本体・配管状況・竣工)
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

第 年 月 日 号

様

聖籠町長 印

聖籠町合併処理浄化槽設置事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業に対する補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付済額 | 金 | 円 |
| 3 | 確定額 | 金 | 円 |